

どのようについに生かすか

新年度予算総額132億円



山田町内各漁協の協力のもと実施された「山田カキまつり」新たな水産業の振興策として期待されます

三月定例会は、二月二十二日から三月十一日まで十八日間の会期で開かれました。初日には平成十七年度の町長施政方針と教育行政に関する所信が示され、一般質問（五ツノ十七ツノに掲載）には十四人が登壇し、防災対策や産業振興策など幅広く町政について質問しました。町からは、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例や手数料条例の一部改正案などの条例十三件、補正予算八件、それに新年度予算九件などを含む三十四件が提案。総額百三十二億円を超える新年度予算は四日間の予算特別委員会での審議の結果、すべて原案どおり可決されました。最終日には追加提案された議員発議の意見書などを可決し、十八日間の会期を閉じました。

町長施政方針

町民との協働で新たな地平を切り開く

三月定例会初日の二月二十二日、平成十七年度の町長施政方針と教育行政に関する所信が示されました。施政方針の中で沼崎町長は「昨年七月、町民の負託を受け、二期目の町政の重責を担うことになった。今

年は第七次山田町総合発展計画の最終年度でもあり、各事業の目標達成に向け努力を積み重ねていく。また、山田町が合併して五十周年の節目の年である。「ふるさと山田」の歴史の重さを思い、次の世代に引き継ぐ

ため、私達町民の決意を改めて確認する機会にしたい。この節目の年は、来年度から始まる第八次総合発展計画を策定する年でもある。地方自治を取り巻く環境は依然として厳しいが町民の『参画』を得て、知恵と情熱を織り込むべく全力を傾注する。わずか数年前ですら予測もつかなかった厳しい環境に置かれていたが、この激流に的確に対応し、地

方分権や財政の厳しさに応じた改革を進め、地域にとって必要な課題に積極果敢に挑戦する気持ちを失わず、町民との協働の作業を重ね新たな地平を切り拓いていく決意である」と協働できる新しい町づくりのため、町政を推進することを

表明しました。これに対し、議員十二人が一般質問に立ち防災対策や産業振興策、高齢者対策など幅広く質問。一方、教育行政に関する所信には議員六人が登壇、教育問題や学力問題など活発な議論が展開されました。

一般会計当初予算は72億円

本定例会には、一般会計をはじめ国民健康保険特別会計など九会計で総額百三十二億円におよぶ平成十七年度予算が提案されました。議会は予算特別委員会を設置し、四日間に及ぶ審議の末、これを原案どおり可決しました。

れる一年間に必要な予算を当初の段階から全て盛り込んだ形で編成されている点特徴となっています。主な事業は次のとおりです。情報化推進費（繫地区のテレビ難視聴解消事業補助金など）：千七百七十八万円

3月定例会のあらまし

一般会計は歳入・歳出それぞれ総額七十一億六千六百四十五万円。国の引き続く「改革断行予算」や地方財政対策における歳出規模の抑制の方針に沿って歳出経費の圧縮に努め、前年度に対し金額で三億九千九百三十万円、率で五・三％の減。全体的には、扶助費以外は全て減額の予算となっています。

- ・畜産振興費（堆肥センター）出荷施設工事費など）：六千九百十五万円
- ・水産振興費（漁業経営構造改善事業補助金など）：三千五百九十五万円
- ・道路新設改良費（長林大浦線改良事業など）：五千一百万円
- ・教育振興費（山田北・山田南・大浦小学校の教育用パソコン整備など）：三千九百六十四万円

手数料条例・火葬場条例を改正

また、印鑑登録証の交付は、

火葬場条例の改正は、昭



4月1日から印鑑登録証が有料となります 役場住民生活課（総合窓口）

◆手数料の改定表

	単 位	改正前(円)	改正後(円)
住 民 票	1通分 (1人分)	200	300
住民票記載事項証明	1人分	200	300
戸籍附票の写し	1 枚	200	300
印 鑑 証 明 書	1 通	200	300
身 分 証 明 書	1 通	200	300
印鑑登録手数料	1 件	0	500
所 得 証 明	1 通	200	300
資 産 証 明	1 筆	200	300
納 税 証 明	1税目	200	300
埋火葬許可証	1 件	0	300
改 葬 許 可 証	1 件	0	300

◆火葬場使用料の改定表

	改正前(円)	改正後(円)
○山田町の住民の場合		
16歳以上	3,000	5,000
16歳未満	2,500	4,000
死 産 児	2,000	3,000
上記以外	1,000	3,000
○山田町以外の方の場合		
16歳以上	4,500	15,000
16歳未満	3,500	12,000
死 産 児	3,000	10,000
上記以外	2,000	10,000

手数料条例の一部改正案と火葬場条例の一部改正案が提案され、原案どおり可決されました。これにより、四月一日から住民票や印鑑証明などの手数料や火葬場の使用料が左表のとおり改正されることとなります。手数料改正の内容は、諸証明発行手数料については、住民の利益の保護を図るため、偽造防止機能を備えた証明書用紙に変更するため増額となります。

その利用の重要性を考慮有りに、埋火葬許可証と改葬許可証の交付についても、県内近隣市町村との均衡を図るため有料となります。

和五十一年三月制定以来、現在まで使用料の見直しを行わなかったが、県内近隣市町村の状況を調査し、均衡を図るために改正されるものです。